

## 2. 訪問看護事業所の定期巡回に参入するメリット

訪問看護が定期巡回参入する場合は、訪問看護一体型として事業を申請することになります。訪問看護が定期巡回に参入するメリットを下記に整理しましたので、参考にしてください。

### 1) 経営的メリット

- (1) 訪問看護の利用者の中に一定数の定期巡回に適した方がある  
開設した当初から一定数の利用者の確保が可能である

- (2) 看護が主体的に関わるケースは、要介護度が高く、高収入が得られる  
課題は、短期間の利用になる可能性がある

### 2) 運営上のメリット

- (1) 病状に合わせて、必要な看護、介護の訪問がスムーズにできる
- (2) 定期巡回のオペレーターは介護福祉士と看護師も可能であり、オペレーターの確保がしやすい
- (3) 同じ記録システムを使用することで、情報の共有がスムーズにできる
- (4) 多職種で協働することで、定期巡回サービスがめざす「自立支援」に向けた取り組みが可能
- (5) 事業の一部委託

地域の訪問介護事業所と「事業の一部委託」(事業所間での契約に基づく)を活用することで、地域との連携を図りながら介護職員の確保も可能。

※「事業の一部委託」については、「介護報酬の解釈 2 指定基準編」を参照ください。但し、保険者によって「一部委託」について定めがあるので、確認が必要です。

### 3) 看護師からみたメリット

- (1) 介護職員の情報をもとに 24 時間の利用者の在宅生活の状況が把握できる
- (2) 介護職員の情報から病状の変化や緊急時の早期発見ができ、緊急訪問回数が減る
- (3) 病状の観察が必要な場合など、訪問介護との同行訪問、あるいは交代で訪問するなどの対応がスムーズにできる

### 4) 介護職員からみたメリット

- (1) いつでも医療に関する相談ができる安心感がある
- (2) 記録から医療に関する情報を得ることができる
- (3) 看護職と協働してケアを行うことで、質の高いケアが実践できる